

ポルトガルのインド進出とゴアの異端審問所

堀江 洋文

2011年度の人文科学研究所総合研究は、インド南西部を調査地とした。インド南西部という呼称には若干違和感が残るが、これまでの人文研の調査旅行で訪れたインド西部(ムンバイ、アウランガーバード、アジャンタ、エローラを訪れた2004年度の調査地)とインド南部(チェンナイ、カーンチープラム、ティルチラパッリ、マドゥライ、トリヴァンドラム、コーチン等タミル・ナードゥ州とケララ州を訪れた2006年末の調査地)のほぼ中間に位置するが故に、今回の調査地であるハイダラーバード、ゴア州、世界遺産のハンピ、バンガロール、マイソールを総じてインド南西部としたのである。¹⁾ 本稿ではその中で滞在期間の長かったゴアに焦点を合わせ、特に世界遺産でもありフランシスコ・ザビエルの遺体が安置されているとされるボン・ジェスス教会のあるオールド・ゴア(ポルトガル語で *Velha Goa*)を中心に、ポルトガル占領時代の政治社会史、そして特にポルトガルによって設置された異端審問所と呼ばれる宗教裁判所をテーマに、カトリック教会のみならずヒन्दゥ教やイスラム教をも含めたゴア宗教史を描写する。まずはゴアにそのような異端審問所を作り出したポルトガル国内の異端審問事情と、そのような制度が海外でも展開される契機となったポルトガルのアジア進出に目を向けて、ゴア異端審問所開設の文脈を理解する必要がある。

ゴアは約451年間ポルトガルが植民地として支配したが、戦後インドがイギリスから独立すると、インド政府はポルトガルに対しても支配する植民地を返還するように求める。このような領土返還要求に対して、当時のポルトガル独裁政権のアントニオ・サラザール首相は拒否の姿勢を崩さなかった。サラザールは植民地維持のために、遅まきながら開発プロジェクトを奨励し、ゴアを免税港とすることで贅沢品を安価に購入することを可能として、ポルトガルのゴア支配に対する支持を住民の間に広めようとしてきた。主産品の鉄鉱石の輸出、高い給与の実現、免税品の低価格維持等によって繁栄は人工的に作り出されたと言ってよい。²⁾ このようなポルトガルの政策に対してインド首相ジャワハルラル・ネルーは、1961年になるとゴアを含むポルトガル領を武力侵攻して制圧、ポルトガルのインド植民地支配はついに終わりを告げるこ

¹⁾ 2004年度と2006年度の総合研究調査報告としては、それぞれ人文科学研究所月報第217号(南インド総合研究特集)と第230号(北・西部インド総合研究特集)を参照されたい。

²⁾ Robert S. Newman, 'Goa: The Transformation of an Indian Region', *Pacific Affairs*, vol. 57, no. 3 (Autumn, 1984), p. 430. 鉄鉱石の最大の輸出先は日本や西ドイツであり、当時の八幡製鉄、富士製鉄、日本鋼管等が買い付けた。詳細は、Fátima da Silva Gracias, 'Iron Ore Rush and the Quality of Life in Goa 1947-1961', in Charles J. Borges, Óscar G. Pereira, Hannes Stubbe, eds., *Goa and Portugal: History and Development* (New Delhi, 2000), pp. 72-85. このような日本によるゴアからの鉄鉱石買い付けが、ポルトガルによるゴアの植民地化を長期化させたとの批判的意見もある。

ととなる。インドのゴア軍事侵攻は、植民地時代は既に過ぎ去ろうとしていたことを示す象徴的事件であった。この認識は殆どの国が共有していたが、独裁政権下のポルトガルには欠如していた。ゴアの問題が植民地問題であり、植民地の時代は既に過ぎ去ろうとしていたことは、例えばアメリカ政府の国務省筋でも理解されていた。それ故、もしインドが武力侵攻に訴えた場合、アメリカ政府としてはちょうどスエズ危機の時に英仏に対して厳しい態度で臨んだように、インドに対しても反対の立場を取らざるを得ないことが、国務省から駐インド米国大使館宛の書簡を読むと明らかである。しかし他方で、1961年のゴアの危機に際して一応外交上ポルトガルを支持するが、それは現状維持の政策を是認するものではなく、ポルトガルが保有する海外領土については、ポルトガル政府が民族自決の原則を受け入れることを前提としていることをアメリカはポルトガル政府に伝達している。³⁾

450年間続いたポルトガルのゴア支配であるが、今日観光客の殆どが訪れるマンドヴィー川に面したオールド・ゴアやパナジは、ポルトガル植民地時代に発展した。それ以前にはオールド・ゴアから少し内陸部に入ったゴヴァプuri (Govapuri) がこの地域の政治の中心であった。ゴヴァプuriはゴアのダボリム空港からパナジに向う幹線道路の途中にあり、ズアリ川を渡ってパナジに北上するとすぐの田園地帯の中にある。よほど注意していないと通り過ぎてしまう目立たない町である。ポルトガル語ではゴア・ベルハ (Goa Velha 即ち Goa the Old) と呼ばれていた。ポルトガルがゴアにおける統治の中心と位置付けたのはオールド・ゴアであったが、17世紀におけるマラリアやコレラといった疫病の流行によって、ポルトガルはオールド・ゴアを諦め、マンドヴィー川を下ったパナジに政治・経済の拠点を移す。実際には副王が18世紀半ばに居住地をパナジに移し、1843年に正式に首都となる。また今日では、マンドヴィー川の河口の北に位置するアグアダ砦 (Fort Aguada) から北に伸びる海岸線に沿って、決して高級とは言えないまでもリゾート地が開発されている。マプサ (Mapusa) の町を中心に、ゴア州北部の中でもマンドヴィー川以北においては、その中心的産業としてリゾート観光が今日では最も注目を集める産業となっている。今回のゴア州調査では、アグアダ砦から北に位置する海岸の一つであるカンドリム・ビーチの海岸線からかなり奥に入った中級ホテルを宿泊地とした。この地域は、その数が圧倒的に多いロシア人を中心に、それ程裕福でないヨーロッパ人のための長期滞在型リゾート地と化した感がある。以前トルコへの総合研究旅行で耳にした、トルコ南部の海岸線、特にアンタルヤ近郊へのロシア人リゾート客の集中とよく似たところがある。

³⁾ Louis J. Smith, ed., *Foreign Relations of the United States, 1961-1963, Volume XIX South Asia* (Washington, 1996), p. 157 (Telegram from the Department of State to the Embassy in India). Department of State, Central Files, 753D.00/12-961 及び 12-1461. この頃の駐印アメリカ大使は、時の大統領ジョン・F・ケネディと親交のあった制度学派の経済学者ケネス・ガルブレith (John Kenneth Galbraith) であった。

このように今日のゴアは、観光業を経済の基盤に据え、さらに州の東部地区に展開する鉱業からの収益も加わり、インドの中では比較的富裕な州と位置付けられている。ポルトガル時代の歴史的建造物も随所に残り、ポルトガルを代表する詩人ルイス・ヴァス・デ・カモンイス (Luís Vaz de Camões) がポルトガルの歴史を記した叙事詩『ウズ・ルジアダス』の執筆を開始したのはゴアであった。カモンイスはその後訪れたマラッカにおいて、『ウズ・ルジアダス』の本格的執筆に従事したと言われている。

喜望峰周りの航路に目処をつけインドから東方進出を狙うポルトガルは、1509年には有名なディーウ (Diu) 沖海戦で、オスマン・トルコやヴェニス、一昨年の人文科学研究所総合研究旅行で訪れたラグーサ共和国 (現ドゥブロヴニク)、さらに地元インドのグジャラート王国の支援を受けたエジプトのマムルーク朝艦隊を撃破している。このポルトガル艦隊の指揮を執ったのは1505年にポルトガル王マヌエル1世からインド総督 (副王) に任命されたフランシスコ・デ・アルメイダ (Francisco de Almeida) であるが、マムルーク朝は1517年にはオスマンとの戦いに敗れ滅亡しているから、この海戦はエジプト王朝末期における最後の足掻きとも言えよう。ディーウは1961年のインド軍の侵攻までは、ゴアやダマン (Daman) とともにポルトガル領インド (Estado da India) の一部を形成する。1510年には、アルメイダからインド総督職を引き継いだアフォンソ・デ・アルブケルケ (Afonso de Albuquerque) がゴアの占領に成功している。彼はその後マラッカ占領にも成功し、ポルトガルの東方進出に大きく貢献した。1530年にはポルトガル領インドの首都がコーチンからゴアに移され、38年にはポルトガルはオスマン帝国艦隊も撃破し、インド亜大陸における地位を着々と固めていったように見えた。しかし17世紀半ばにはオランダ共和国にマラッカを奪取され、ポルトガルは東方での制海権を徐々に失っていく。ゴアもオランダに包囲されたこともあったが、かろうじて陥落を免れ、ディーウやダマンとともにインド亜大陸におけるポルトガルの飛び地的植民都市として残った。そして、ポルトガルによるインド亜大陸統治の実現の夢も、東インド会社の活動を中心としたイギリスによるインドの植民地化の過程で完全に消え去ることとなった。17世紀初頭、アクバルの後継者ジャハーンギールが居住するアグラでは、ポルトガルがまだ大きな影響力を持っていたが、1612年にスーラトでイングランドの東インド会社が数に勝るポルトガル船団を撃破すると、スーラトでのイングランド商館設置が認められたことに加え、ムガル帝国はこれまでのポルトガルとの連携関係に修正を加えようとする。⁴⁾ 1700年頃から約2世紀に渡って、貿易額が落ち込み政治的変革もなくゴア社会は停滞した。1749年から1777年までポルトガルを支配し様々な改革を手がけたポンバル侯 (Marquez de Pombal) の時代も、ゴア社会の基本的構

⁴⁾ Marguerite Eyer Wilbur, *The East India Company and the British Empire in the Far East* (New York, 1970 reissued), pp. 43-51, 58-60.

造への影響は殆どなかった。⁵⁾

1. イベリア半島の異端審問とポルトガルのインド進出

一般に異端審問制度は、法王庁が主管する中世異端審問と、その後スペインを中心に発達し国家機関としての性格を帯びたスペイン異端審問制度の二つに大別される。1482年にトルケマーダ (Fray Tomás Torquemada) が初代異端審問長官に任命され発足するにいたった国王主導型のスペインの異端審問制度では、制度の頂点に **Suprema** (ポルトガルでは **Conselho Geral** 又は **Conselho Supremo**) と言われる異端審問最高会議が置かれた。この最高会議は国王に対する最高助言機関であり政策決定機関でもあった国務会議 (**Consejo de Estado**) に次ぐ権限を持っていたと言われる。ポルトガルの異端審問制度はスペインの制度の延長線上にあり、国家主導の制度としてポルトガル植民地のブラジル、アフリカ西沖合にあるカーボベルデ、そして本稿のテーマであるインド西岸のゴアにも設置されることとなる。スペイン異端審問のそもそもの始まりは、キリスト教への改宗後もユダヤ教の教説や風習を守っているとの嫌疑をかけられたユダヤ系キリスト教徒、所謂コンベルソに対する裁判に由来するが、彼らはポルトガルでは一般にマラーノ (**marranos**) と呼ばれ、激しい迫害の対象となっていた。1480年頃から異端審問所は訴追対象としてコンベルソに焦点を合わせるが、それからの40数年間コンベルソ迫害のクライマックスであった。

スペインから追放されたコンベルソが次に向かったのは、極めて自然なことであるがイベリア半島の隣国ポルトガルであった。しかし、ポルトガルにおいても彼らの受け入れについては賛否両論があった。1495年まで在位したジョアン2世の意見に従ってポルトガル入国を許されたコンベルソは、入国後8ヶ月間ポルトガルに人頭税を払い、その間にポルトガルを離れることを約束させられる。ジョアン2世自身は、ユダヤ人社会からポルトガルにもたらされる富や知性を重視し、ポルトガルでの異端審問所の設置には反対の態度を示した。ジョアン2世を継いだマヌエル1世は、スペインのカトリック両王の王女イサベルを妃として迎えるに当たって、1497年に合意された両家の婚姻条件の中で、スペイン側から提示されたポルトガル領内でのユダヤ教徒追放要請に応ずるかたちで、ポルトガル国内に在住するユダヤ人の追放令を發布する。これは、これまで4世紀続いてきたポルトガルの宗教寛容策の変更と思われた。しかし、ユダヤ人追放がポルトガルの商業上大きな損失であることをよく認識していたマヌエル1世は、ユダヤ人をポルトガル国内に引き留めておくために、形式的な強制改宗を通じてポルトガル在住のユダヤ教徒は一応キリスト教に改宗したことにして、実際の信仰は20年間にわたって問わ

⁵⁾ Newman, 'Goa: The Transformation of an Indian Region', p. 429.

ない状況が続く。即ち、新しいキリスト教信仰に慣れ、昔のユダヤ教の信仰を振り切るために 20 年が与えられたのである。スペイン異端審問所のコンベルソに対する審査が、まさにそのような隠れユダヤ教徒を摘発することを目的としていたことを考えると、マヌエル 1 世の措置はスペインを事実上欺いたことにもなる。しかし、表面的にキリスト教徒となったユダヤ教徒たち、所謂「新キリスト教徒（マラーノ）」は、ポルトガル国内で様々な局面で差別を受け続けていた。隣国スペインで活発化する異端審問の動きに共感し、ポルトガルでの同様の審問制度の導入を切望する者も多かった。⁶⁾

マラーノに対しては一時的に消極的寛容策を導入したマヌエル 1 世であったが、彼は 1515 年にスペインとの新たな婚姻協約の一つとして異端審問制度の導入を決定する。⁷⁾ 実際には、正式に異端審問所の設置になったのはマヌエル 1 世を継いだジョアン 3 世統治期の 1536 年であるが、この間マラーノの身分も非常に不安定な状態に置かれていたこととなる。1580 年代には、異端審問による迫害が激しくなったポルトガルからのマラーノのスペインへの逆流が大きな問題となる。逆流は既に 70 年代に始まっていたのであるが、スペインの異端審問所においてポルトガル出身のコンベルソの出廷件数が、80 年代には急速に膨れ上がっている。このようにマラーノ問題が中心を占めたポルトガル異端審問であったが、ジョアン 3 世の治世には、その法廷での審議案件は、書籍の検閲・禁書、普通は世俗裁判所が扱う魔女裁判や妖術、重婚にまで及び、さらに社会の風紀や道徳にまで介入するに至ると、異端審問所の司法権はますます強化拡大されていくことになる。このようなポルトガルにおける異端審問所権限の拡大過程は、スペインの異端審問制度の発展に類似する。また 1540 年には、異端判決宣言式（アウト・ダ・フェ、*auto-da-fé*）がポルトガルにおいても開始される。儀礼的及び教育的側面に加え娯楽性をも加味されたアウト・ダ・フェは、スペインの儀式に類似するが、ベルナル・ピカールによって描写されたリスボンの宮廷広場（トレイロ・ド・パソ、現コメルシオ広場）で行われたアウト・ダ・フェでの火刑の描写に代表されるように、ポルトガルでの異端判決宣言式はスペインの宣言式よりかなり残虐であった印象が残る。⁸⁾ そのような異端審問所の設立は、その後

⁶⁾ M.N. Pearson, *The New Cambridge History of India: The Portuguese in India* (Cambridge, 1990 reprint), p. 15.

⁷⁾ この婚姻協約は、マヌエル 1 世の妻イサベルが 1498 年に死去し、次に同じくスペインからイサベルの妹マリアを王妃に迎えるに当たって締結されたものである。イサベルもマリアも、形式上カトリック両王を継いでカステージャ女王となった狂女王フアナや、イングランド王ヘンリー 8 世に嫁いだキャサリンの姉妹である。

⁸⁾ Francisco Bethencourt, *La Inquisición en la época moderna: España, Portugal, Italia, siglos XV-XIX* (Madrid, 1995), pp. 281-367. イベリア半島の異端審問制度については、拙稿「スペイン異端審問制度の史的展開と司法権の時代的・地域的特質」『専修大学社会科学研究所月報』No. 547 (2009.1.20) を参照されたい。その他にも、異端審問所がポルトガルに設置される 30 年前の 1506 年にリスボンで起こったユダヤ教徒虐殺事件 (Lisbon Pogrom) も、ポルトガルにおけるマラーノに対する厳しい迫害の状況を世界に印象付けるには十分であった。

ポルトガルの海外植民地にももたらされ、その残虐性も同時に持ち込まれたと言われている。

マヌエル1世の治世になって、ポルトガルは国内的には官僚制度を整備し、対外的には海洋国家としての地位を築き始める。既にこの時期マヌエル1世は、大貴族の力を削ぐ方向に舵を切り始めている。一方下級貴族階級に属する官僚や法律家、或いはフィダルゴ (fidalgos、スペインの *hidalgos* や他の地域におけるジェントリー層に相当) は、マラーノが大きな部分を占める商人階級とも融合且つ結合していくことになるが、その後のポルトガルの通商活動はイングランドやオランダと比べ大きな成果を挙げたとは言えない。その大きな理由の一つとして、マラーノに対する様々な迫害や差別によって、彼らの力がポルトガルの商活動においては十分に発揮されなかったことが挙げられよう。ところで、マヌエル1世は1506年にはアフォンソ・デ・アルブケルケをインド総督に任命したが、1510年にはそのアルブケルケは、占領したばかりのゴアにインド総督府を置いている。ゴアの異端審問所は1560年に創設されたが、1774年にポルトガルの改革派の政治家ポンバル侯セバスティアン・デ・カルヴァーリョの意向で一旦その活動が中止に追いやられる。1755年のリスボン震災後に始まる「ポンバルの改革」と呼ばれるポンバル侯の政治・経済改革によって、ポルトガルは一時的にはあるが経済的繁栄を享受することになった。しかしその恩恵に与ったのは一部の貴族と商人階層に限られており、他方でアヴェイロ公爵家やタヴォラ家のような大貴族に対しては、ポンバルによって激しい弾圧が加えられる。啓蒙的改革を独裁的に遂行するために、ポンバルが次に標的にしたのは教会であり、特にポルトガル宮廷に影響力を持っていたイエズス会の力を削ぐ方向で迫害が始まる。反イエズス会色を強める一方で、ポンバル侯は経済発展の視点からユダヤ系ポルトガル人に対する差別を撤廃しようとし、ユダヤ系住民を排除する手段に使われていた異端審問所の権限を大幅に制限する政策を遂行する。ポンバルはマラーノと旧キリスト教徒との間に同等の法的権利を保障し、マラーノに対する差別的慣行を禁止した。さらに異端審問所に関してポンバルは、その教会としての役割を事実上剥奪し、国家の司法機関と新たに位置付けて自身の政策遂行上の御用機関に改編してしまう。さらに異端審問所の象徴とも言えるアウト・ダ・フェや「血の純潔」(Limpeza de Sangue) も廃止される。⁹⁾ 現代ポルトガルではポンバルの改革に対する評価は高いが、彼の改革路線の政策内容は、実際にはこのように非常に強権的な色彩をあわせ持っ

⁹⁾ スペインでは15世紀半ばの「血の純潔法」によってコンベルソの公職追放の動きが具体化されるが、この法により公職就任前に4世代前まで遡っての家系図の提出が義務付けられている。ポルトガルも同様な要求をマラーノに対して行っていた。このような異端審問所の国家機関化は、スペイン、特にカステリージャにおいては既にカトリック両王時代から進んでいたと解釈できる。ヨーロッパにおいて中世以後見られた教皇異端審問官 (*inquisidor pontificio*) と比較すると、スペイン国王に忠誠を誓いその国家機関の一部と考えられていたスペイン異端審問官は、御用機関とまでは言えないものの極めて国王寄りの役職となっていた。異端審問官を司教の管轄下に置こうとする教皇庁に対して、スペインでは異端審問制度に対する国王の絶大な権限と役割は維持されることとなる。Juan Meseguer Fernández, 'El período fundacional (1478-1517)' in Joaquín Pérez Villanueva and Bartolomé Escandell Bonet, eds., *Historia de la Inquisición en España y América I* (Madrid, 1984) pp. 300-306.

ていた。マリア 1 世の即位後ポンバル侯が宰相職を解任されると、ゴアにおいても異端審問所が活動を再開している。1778 年に再開されると 1812 年に最終的に廃止されるまで、ゴアの異端審問所は存続した。ポルトガルの異端審問制度は 1821 年に廃止され、スペインの審問制度は 1834 年まで存続したとされているから、ゴアではそれ以前に制度が廃止されたことになる。

1561 年から最初の中断の 1774 年までに 16202 人がゴア異端審問所で裁かれたとの記録がある。¹⁰⁾

1500 年頃のインド洋（特にアラビア海）における海洋貿易は、イスラム教徒の商人によってほぼ独占されていたとするのが通説である。しかしイスラム教徒と言っても、紅海やハドラムウト地方（現在のイエメンにある）の大商人や交易船の有名な舵手もいたが、一方でインドのグジャラートやマラバル海岸、或いはベンガル地方出身で最近イスラム教に改宗したインド人によって、ムスリム船の大半は所有されていた。大まかに区分すれば、インド亜大陸西部のマラバル海岸から紅海にかけての交易は中東のイスラム教徒が支配し、インド亜大陸からマラッカにかけての海域は、インド人イスラム教徒が中心となって活躍した。しかし、これらイスラム教徒の交易支配を過大に評価してはならない。陸上交易を主に請け負ったヒンドゥー教徒が、イスラム教徒が所有し運航する船の積荷については、その殆どを所有していたからである。あらゆるカーストに属するヒンドゥー教徒が外国交易に関与していたが、その中で特にインド南東部タミル・ナドゥ州のコロマンデル海岸からマラッカに至るベンガル湾の交易を支配したビジネス・コミュニティであるチェティアール (chettiyar) の活躍は有名である。さらに、大型船の船員は殆どがイスラム教徒であったが、インド亜大陸の海岸に沿って交易や漁業に従事する小型船は、低カーストのヒンドゥー教徒が所有・運航する 경우가多く、彼らはマラバル海岸からグジャラートに至る沿岸海域で活躍した。具体的には、中東のイスラム教徒がインド西南部の港町カリカットと紅海間の交易を独占し、チェティアールやコロマンデル海岸のチュリア・ムスリム (Chulia Muslims) は、マラッカとコロマンデル海岸の間の交易を、グジャラート人は西インド海岸線の交易をそれぞれ事実上支配した。各勢力間の競争は激しいものであったが、交易圏確保のために政治的・軍事的力が行使されることは無かったと言われている。マラッカやアデンの他に、インドのカリカットやカンベイ湾（現カンバート湾）岸のディーウ、カンベイ、スーラトの港が繁栄した背景としては、その立地条件の良さ、交易関係者に提供する優良な施設、そして場合によっては豊かな後背地を持っていたことを挙げることができる。その意味では、インド亜大陸を取り巻く交易環境は、どの国も海洋交易を独占支配することのない所謂 *mare liberum* の状態が維持されたと考えられる。¹¹⁾

¹⁰⁾ Kenneth Maxwell, *Pombal: Paradox of the Enlightenment* (Cambridge, 1995); デビッド・パーミンガム『ポルトガルの歴史』ケンブリッジ版世界各国史、創土社、116-126 頁。

¹¹⁾ Pearson, *The Portuguese in India*, pp. 23-29.

このような状況に変化が見られるのは、マヌエル1世の治世期にポルトガルがインド進出に踏み出した頃からである。16世紀にはアラブによる海洋交易の独占支配は終わりを告げ、ポルトガルが活発に南アジア地域への進出を企てる。ポルトガルのインド進出の目的は、軍事力を使ってヨーロッパへの香辛料の供給を独占し、さらに他のアジア地域との交易をも支配して課税収入を得ることであった。1500年にカブラル（Pedro Alvares Cabral）に率いられたポルトガル遠征隊は、海上やカリカットで残虐行為を行っているが、この頃ポルトガル宮廷政府内部では、ポルトガルのインド洋での政策に関して平和な交易国に徹するのか、或いは力を背景に交易の独占を狙うのかの議論があり、結局結論は後者に落ち着いた経緯がある。1502年にポルトガルはヴァスコ・ダ・ガマをインドに戻し、インド洋には艦隊を常駐させた。現地に設置された商館（factory）は要塞（fort）に衣替えし、交易独占の足場は確実に固められつつあった。1505年、最初のインド総督アルメイダが就任し、要塞建設等インド洋交易支配のための政策が進められたが、大きな躍進を見せたのは後任のアルブケルケ総督時代であった。交易支配へ向けての各種政策がリスボンで立案されたものか、それともアルブケルケ自身によるものかの疑問は残るが、1510年のゴア、翌年にはマラッカ、そして1515年にはホルムズ海峡がポルトガルによって制圧され、ポルトガルのインド及びアジア進出は確実に進展していった。占有地の面積は狭いものの、これらの地域は戦略上の最重要地点であり、アルブケルケ自身インドにおいては、ディーウとゴアの重要性を強く意識していた。その後も、コロンボを初めインドやスリランカの海岸線でのポルトガルによる支配は続き、1530年ごろからは、これまでのポルトガル進出の拠点であったマラバル海岸から進出拠点の北への移行が始まり、それを象徴する出来事として、1530年にはゴアがポルトガル領インドの首都として正式に宣言される。その後ポルトガルは、35年にディーウ、59年にはダマンを獲得し、広大なグジャラート沖海域の交易の支配、カンベイ湾における監視の強化を目指す。さらにポルトガルは、マラバル海岸の北に位置するマンガロールから今日のカルナータカ州、ゴア州とマハーラーシュトラ州の海岸線に沿って延びるコンカン海岸（Konkan coast）にも要塞を建設し、インド洋交易支配のための戦略を着実に実行に移している。18世紀末のマンガロールの獲得を巡っては、イギリスとマイソール王国のハイダル・アリーやその子ティープ・スルタンとの間で熾烈な戦いが繰り返され、その後マイソール戦争に進展するが、16世紀インドでは、東インド会社を先兵としたイングランドのインド史への本格的登壇はまだ先のことで、陸地は北部を中心にムガル帝国が支配を広める中、亜大陸西部海岸線とインド洋交易路の支配権は徐々にポルトガルが握るようになる。ゴアがポルトガルによる支配の中心を占めたことは言うまでもない。ディーウの要塞は、ムガル帝国皇帝フマユーンに対抗するための防衛同盟の中で、ポルトガルがグジャラート王国のスルタンからその建設を認められたものであったが、それに対しゴアはポルトガルが自力で征服

した地であった。

しかしながら、ポルトガルのインド征服は、時にインドの地元民やイスラム教徒の協力が無くしては極めて難しいものであったとの現実がある。ヴァスコ・ダ・ガマを現ケニアのマリンディからカリカットまで導いた水先案内人はイスラム教徒のイブン・マジド (Ahmad Ibn Majid) であったし、アルブケルケのゴア征服には、ゴアを当時支配していたビジャーブル王国のイスラム教の頸木から逃れようとした、ヒンドゥー教徒の私掠船長ティモジ (Timoji 或いは Timoja さらに Timmayya とも綴られる) の協力と助言が不可欠であった。ティモジはホナヴァール (Honavar) の軍隊の司令官であったとも言われるが、ビジャーブル王国の王アディルシャー (Yusuf Adilshah) の専制統治に苦しむゴアのヒンドゥー教徒は、ティモジにゴア攻撃を嘆願する。単独でのゴア攻撃を躊躇したティモジは、アルブケルケに声をかけゴアの攻撃に加わるように説得する。ティモジの計略は、年貢の支払いを約束する代わりに、ゴアの統治権をゴア征服後にアルブケルケから譲り受けるというものであった。しかしアルブケルケは、ゴア征服後もそのまま当地に留まることとなる。アルブケルケはヒンドゥー教徒に対して、税さえ払えば地元に戻り先祖の土地を耕作し、自分の元の家に居住することを許した。そのようなこともあり、アルブケルケは、ヒンドゥー教徒のキリスト教への改宗の必要性はかたく信じていたが、彼とヒンドゥー教徒住民との関係は比較的良好であったと言われる。ヒンドゥー教徒の迫害、ヒンドゥー寺院やその他のヒンドゥー教の痕跡の破壊は、1540年代にゴア司教総代理であったミゲール・ヴァズ (Miguel Vaz) やディオゴ・ボルバ (Diogo Borba) によって指揮された。¹²⁾ 1534年にゴアは司教区となったが、異教徒の改宗政策は期待通りには進まず、キリスト教徒の教も限られていた。そこで1541年から「慈悲の励行」(Rigor de Misericordia) と呼ばれる政策がゴアに導入される。¹³⁾ この政策では、ヒンドゥー教寺院が破壊された後、破壊された寺院に帰属していた土地から上がる収入は「任意に」キリスト教会の維持管理や宣教師のために使用することを、ヒンドゥー教指導者達は同意させられた。イエズス会の神学教育を担いキリスト教への改宗者にキリスト教教育を施したセント・ポール・カレッジも、このような破壊されたヒンドゥー寺院から上がる収入によって運営されていく。このカレッジもヴァズとボルバが総督に要請してオールド・ゴアに設置させたものであり、アジアやアフリカの様々な地域から

¹²⁾ ゴアのヒンドゥー寺院の中でも最も美しいとされたシリ・マハラサ寺院 (Shri Mahalasa Temple) は、ゴアのカトリック教会関係者の間でもカトリック教会に改修する形で保存しようとする動きがあったが、結局そのような提案は拒否されている。Archana Kakodkar, 'Religious Rituals and their Positive and Negative Impact on Hindu Society', in Charles J. Borges, et al., eds., *Goa and Portugal*, p. 283.

¹³⁾ この頃の宣教師用語では、愛 (love) や慈悲 (misericordia) と厳格な執行 (rigor) とは反意語ではない。修辞学者は rigor de misericordia は矛盾語法 (oxymoron) であると主張するかもしれないが、1540年代のポルトガルのゴアにおける改宗政策の精神を表現するには最も適切な表現であろう。Ines G. Županov, *Missionary Tropics: The Catholic Frontier in India (16th-17th Centuries)* (Ann Arbor, 2005), p. 71.

聖職者になるためにゴアにやってきた人々の教育機関としての役割を担った。¹⁴⁾しかし改宗のスピードは遅く、より積極的改宗政策の承認を求めてミゲール・ヴァズはポルトガルに赴くことになる。この時認められた「41か条」の政策が、その後のインドでの地元民改宗の厳格な措置につながっていく。¹⁵⁾「41か条」中の偶像禁止の文脈では、ヒンドゥー教の祭礼の禁止、ブラフミンの説教者によるヒンドゥー教徒の家における集会制限等、ヒンドゥー教に対する厳しい措置が提議されていた。このようなヒンドゥー教に対する厳格な対応策は、1547年にミゲール・ヴァズの提案に沿うかたちで、当時の国王ジョアン3世によって発布されている。¹⁶⁾

16世紀ポルトガルのインド洋での活動は、既にその地で既得権益を持っていたヴェニス、エジプト、オスマン帝国との衝突を不可避なものとしていた。特にこれら諸国にとっては、ポルトガルの台頭は、紅海、ペルシャ湾、地中海を経由した香辛料交易の利益が失われることを意味した。紅海経由の香辛料交易のルートが失われると、香辛料への課税で利益を得てきたエジプトのマムルーク朝にとっては特に大きな痛手となった。またキリスト教国の中では、ヴェニスだけがポルトガルの東方進出に立ちはだかったのではない。1494年のトルデシジャス条約によって、ポルトガルとともに世界を二分しようとした決定のもう一つの当事国であったスペインが、ポルトガルとの領地獲得競争でのライバルとなった。トルデシジャス条約の中では南アメリカを走る境界線に対して、東方（西太平洋）におけるもう一つの境界の位置が曖昧であったことが、東方におけるそのようなライバル関係の背景にある。スペインが中南米から太平洋を西進し、スマトラ、マラッカ、さらにはスリランカまで進出してくるのではないかとの懸念がポルトガルにはあり、そのことがポルトガルのインド以東、さらにはマラッカ以東への進出を加速化させたと考えられる。1520年代に入るとポルトガル東方進出の東端はモルッカ諸島に至り、1529年にスペインとの間で締結されたサラゴサ条約によってモルッカ諸島の東を通る子午線が両国勢力範囲の境界となるまでは、ポルトガルの極めて早急とも思われる東方での橋頭堡確保の政策は続けられた。このように東方進出を巡ってスペインとのライバル関係はあったが、東方でのポルトガルの最大の敵は中東のイスラム教徒であり、ポルトガルは地中海での経験からオスマン・トルコの軍事的能力を十分に理解していた。アルブケルケが1510年にゴアを急遽制圧した背景には、先述のディーウ沖海戦におけるエジプト艦隊敗退で生き残ったトルコ兵がゴア周辺に数多く留まっていた事実がある。実際オスマン・トルコの脅威は、ポルトガルにとって現実のものであった。オスマン・トルコのスレイマン大帝によって派遣されたトル

¹⁴⁾ 松川恭子「宣教師による現地語のテキスト化とその帰結 インド、ゴア州におけるキリスト教徒の言語アイデンティティの現在」『キリスト教と文明化の人類学的研究』杉本良男編、国立民族学博物館調査報告、233頁。

¹⁵⁾ A.K. Priolkar, *The Goa Inquisition* (New Delhi, 1991), pp. 60-62, 64-65, 68-70, 73.

¹⁶⁾ *Ibid.*, pp. 73-5.

コ艦隊は、1538年にはアデンを攻略した後ディーウの砦を包囲している。いずれにせよ、インド洋におけるポルトガルとオスマン・トルコの抗争は、16世紀を通じて続くこととなる。

オスマン・トルコとのインド洋覇権を巡る戦いが続く状況下にあっても、ポルトガルは16世紀に徐々にそのインドにおける支配基盤を固めていくのであるが、その支配はゴアの総督府を中心になされた。もちろん東方経営の最高責任者はポルトガル国王であるが（1580年のフェリペ2世によるポルトガル併合後は、一時その権限はマドリードに移る）、本国との距離的問題から実際の権限はポルトガル領インドの長であるインド副王（*viceroy*）或いはインド総督（*governor*）の手にあった。前者は地位の上では若干後者に勝るが、両者の機能や権限は殆ど同じであった。彼らは、西はアフリカ東部から東はモロッカ諸島やマカオまでを、軍事と民政の両面にわたって管轄した。総督の下には緩やかに組織された評議会があったが、確立された組織ではなく総督の要請に応じて随時に開催され、総督に対して特定の案件、特に軍事的案件に関する助言を行った。常任の評議会メンバーはいなかったが、メンバーは常にフィダルゴの地位を占める者であった。しかし、1563年には評議会はより組織化され、国務会議（*Consejo da Estado*）として発足し、17世紀の初めには総督を議長に、ゴア大司教、異端審問所長、ゴア在住の2～3名のフィダルゴ、高等裁判所長、ゴア市長、財務長官（*vedor da fazenda*）の陣容で構成された。¹⁷⁾

ポルトガル帝国は、その帝国維持のためには海洋交易を支配し、さらに交易に対する課税の収益を必要とした。ゴアにおいても、関税は最大の収益源であった。その中でも香辛料交易の独占から得られる収益が生命線であった。香辛料交易でのポルトガルの独占的地位が維持される限り、インド、紅海、エジプトにおけるイスラム勢力の力は弱体の道をたどることとなる。16世紀には、香辛料交易から得られる収益は、ポルトガルの全体の交易収益のかかなりの部分を占めるにいたったが、そのような収益レベルを保障する交易独占を維持するためには、多額の費用を捻出しなければならなかった。これだけの収益を得ながら、ポルトガル財政が隣国のスペイン同様大きな赤字を垂れ流し続けた背景の一部には、独占維持費の支出の大きさもあった。インドにおける砦の維持費だけでなく、交易のために艦隊を維持することも支出の大きな要因となった。16世紀は新大陸から流れ込む銀等によって、しばしば「インフレーションの世紀」と称されるが、「長い16世紀」を象徴する価格の高騰には、当然のことながらこのような維持費の高騰が含まれていた。

さらにポルトガルの交易独占は実は王室による独占であり、それは即ちポルトガルの商人階

¹⁷⁾ Sanjay Subrahmanyam and Luís Filipe F.R. Thomaz, 'Evolution of empire: the Portuguese in the Indian Ocean during the Sixteenth Century', in James D. Tracy, ed., *The Political Economy of Merchant Empires, State Power and World Trade 1350-1750* (Cambridge, 1991), p.304; Pearson, *The Portuguese in India*, pp. 34-35.

級の資本主義の発展を阻害する方向に働いた。それ故、リスボンはインドとヨーロッパの間の導管の役割を演じたに過ぎず、実際の交易はネーデルランド等の他のヨーロッパ諸国でなされ、地元ポルトガルに落ちる利益は限定的であった。さらにこの現実、スペインを含めたイベリア半島の両国が、戦争や行政に支出する費用をまかなうだけの十分な富を蓄積できないことを意味し、それが結局国家財政破綻や債務の拡大を導いたと結論づけることができよう。そのため両国の財政や交易は、事実上金銭の工面を受けた外国商業銀行の支配を受けることになる。しかし実際の問題は、インドにおけるポルトガルの交易支配が完全ではなく、実は多くの抜け穴が存在した事実にある。特にカリカットのヒンドゥー領主サモリン (samorim, zamorin) との抗争は、ポルトガルの独占体制に大きな風穴を開けることとなる。さらにポルトガルの胡椒の取引には、宗教が交易に影響していた。元々胡椒生産者の多くはネストリウス派のキリスト教徒であり、キリスト教公会議で異端宣告を受けたネストリウス派キリスト教徒は、ポルトガル人とその異端審問所を恐れていた。そのため彼らは、16世紀前半を通じてインド海岸線まで出てきて直接胡椒をポルトガル人に売ることはせず、イスラム教徒を通じて取引がなされた。この事は、当然胡椒の質の低下につながっていく。ポルトガル王室のマラバール海岸における胡椒生産支配を妨げたもう一つの要因は、ポルトガル人役人やポルトガルの民間人による不法取引である。彼らは固定公定価格より高い値段で胡椒を買い付けたので、地元業者は公定価格ではなくより高い「市場価格」での取引を望んだ。このような取引は16世紀のみならず17世紀になっても後を絶たず、異端審問官を含む聖職者までもがこのような取引に関わるようになった。¹⁸⁾

ポルトガルのインド支配の中心がコーチンからゴアに移されて以後、ポルトガルの交易に占めるグジャラートの位置も当然高まった。グジャラート商人は当初ポルトガルをインド亜大陸西岸地域で活動する新たな交易相手と考えていたが、ポルトガルがその海軍力を背景に香辛料交易の独占を企てるようになると、彼らの間にも反発が広がった。しかし間もなくして、このような反発も下火となり、グジャラート商人はポルトガルの交易システムの中で活発な活動を維持することとなる。南部のマラバール海岸地域の商人が香辛料交易に特化して、ポルトガルの交易独占に強く反発したのに対して、グジャラート商人は、その後背地の広大さも、香辛料に加えて綿布、硝石、洋藍(インジゴ)等その他の産物の取引も活発化させており、このような産物はポルトガルとの摩擦を引き起こすものではなかった。グジャラート商人達は上記の不法取引にも関与し、ポルトガルの取引の仲介者として活躍し、後にはイギリスのインド統治下でも同様の役割を演じるにいたったのである。ポルトガルは紅海や中東からやってきたイスラム商人を排除しようとし、そのことが、ヒンドゥー教徒、イスラム教徒を問わずグジャラー

¹⁸⁾ Ibid., pp. 45-49.

ト商人の台頭を助けたと言えよう。ポルトガルにとっては、イスラム商人との平和的交易関係樹立は考えられなかった。イベリア半島でのレコンキスタに始まり、その後の北アフリカでのイスラム勢力との交戦は、ポルトガル人にインド洋においても十字軍の聖戦的メンタリティーを植え付けていた。グジャラート商人は、そのような隙間にうまく入り込んだと思われる。さらに、ポルトガルのインドへの関与が始まった当初から、ポルトガルには平和的競争という考えは念頭になく、あくまで力と強制をもって市場を牛耳る方向で政策が立案されていった。少なくとも 16 世紀を通じてポルトガルがインド亜大陸の海岸線に沿ってこのような強力な影響力を持ちえた背景には、その海軍力の優位性を挙げることができる。ポルトガルはその海軍力を背景にインド洋全体の交易を支配し交易物品に課税しようとする。さらに、カルタス (cartaz) と呼ばれる通行手形を発行しインド洋全体の船の航行を支配しようとし、船舶はポルトガルの要塞に停泊して関税を支払わなければ航海を続けることが出来なかった。この通行証を持たない船舶は自動的に没収され、乗組員に対しても、即座に殺害されるかガレー船での苦役にまわされるかの厳しい措置が待っていた。デカン高原にある内陸勢力がムガル帝国と協力してポルトガルの排除に動いたならば、西海岸に沿って点在するポルトガルの要塞は持ちこたえる事ができなかったかも知れない。そのような排除計画が現実化しなかった理由としては、一つには香辛料交易を中心としたポルトガルの海洋交易が、デカン地域の内陸経済の脅威とならなかったことが指摘できよう。¹⁹⁾

ポルトガルのインド交易は国王政府の主導による取引だけでなく、個人の交易商によるものも大きな比重を占めていた。実は、ポルトガル領インドにおいては、ポルトガル王室の計画通りに交易支配は進まなかった。本来はしっかりとコントロールされた王室による独占を目指していたのであるが、徐々にその思惑からは外れた方向に状況は展開していった。個人の貿易商はポルトガル政府の統制の利かない程度にまで急速に成長し、多数のポルトガル人が王室政府の下での仕事を離れ、フリーランスの貿易商や傭兵となってアジアやアフリカ地域に定住していった。その意味では、ポルトガルの海外進出は、ポルトガル領インドも含めインフォーマルな統治を基礎とした帝国であったと言えよう。²⁰⁾ インドにおいて個人の貿易商は、カンベイを拠点にグジャラートで取引した商品をゴアに送り、そこからその商品を本国ポルトガルはもちろんのことアジア全域にまで配送し利益を得ていた。このような個人の資格で行う私的な取引

¹⁹⁾ Ibid., pp. 38-39, 55-57.

²⁰⁾ Malyn Newitt, *Portugal in European and World History* (London, 2009), p. 72. ポルトガル王室はまず情報収集とその解析能力において、イングランドやオランダの後塵を拝した。インド側から得られる文書を読み、それに適切に文書で対応できる人材が不足していた。イエズス会士の中にそのような能力に長じた者もいたが、彼らがそのような能力を発揮できるのは宗教関連事項であり、政治や経済の分野で彼らが重用されることはなかった。C.R. Boxer, 'A Glimpse of the Goa Archives', *Bulletin of the School of Oriental and African Studies*, XIV, 323-324 [C.R. Boxer, *Portuguese Conquest and Commerce in Southern Asia 1500-1750* (London, 1985)に収録]

は、グジャラートの他にマラバール海岸やコロマンデル海岸でも盛んに行われた。但し、マラバール海岸での取引の問題は、主要交易産物である胡椒の取引が国王政府によって独占され、私的な取引の入り込む余地がなかったことである。それ故、マラバール海岸地域に個人の交易商によって持ち込まれる産物は、ベンガル湾側のコロマンデル海岸からの物が多かった。その意味ではマラバール海岸が面するアラビア海側はポルトガル国王政府の交易地域との印象が強いが、それに対しコロマンデル海岸が面しマラッカやスマトラ島北端のアチェに通じるベンガル湾側は、個人交易商の活躍の場となった。マラッカとアチェはこの時期ベンガル湾の東にあって、ベンガル湾取引の中心となっていた。ポルトガルもコロマンデル海岸において要塞建設等の拠点確保を試みなかったわけではないが、その努力は具体的結果として表れることはなかった。

現在のチェンナイ（旧マドラス）郊外に位置し聖トーマス（サン・トメ）の墓があることから有名であったサン・トメ（1545年以前はメリアプールと呼ばれた）や、プリカット及び2004年スマトラ沖大地震による津波で大きな人的被害を被ったナガパティナムの3カ所をポルトガルは交易拠点とするが、これら民間人コミュニティの運営は国王政府の役人が常駐する直轄地としてではなく、地元根付いた民間ポルトガル人にまかされていた。その多くは、商人の他には脱走者、逃亡者であったと言われる。その意味でゴアの総督府は、コロマンデル海岸のポルトガル人コミュニティに対しては柔軟な姿勢で対応したことになる。政府と関係を持った臨時商等を任命することはあったが、ポルトガル領インドがこの地域で管轄権を獲得することはなかった。1665年にポルトガルからボンベイを譲り受けるまではカンベイ湾やベンガル湾での交易拠点の確保に専心し、政治的及び領土的野心のなかったイングランドと比べると、ポルトガルは政治的介入や領土拡張の計画を持ち、その計画を実行に移していった。そのことを考えると、コロマンデル海岸に対するゴア総督府の柔軟な対応は特記に値する。²¹⁾ 海洋交易の盛んなコロマンデル海岸のあるベンガル湾側は長年外部の支配を拒絶し続けてきたが、民間ポルトガル人と現地住民、さらにはグジャラート商人の加わったベンガル湾周辺貿易は、ポルトガル国王政府が関与しない状況のなかで自由で活発な商業活動地域となった。取引の支配と独占体制を確立しようとしたポルトガルのアラビア海での「公的」商業活動と比べても、ポルトガル民間交易商の加わったベンガル湾取引はその活発さにおいて見劣りしなかった。民間交易商は、国王政府によってマラバール海岸地域での胡椒取引から閉め出されるなど様々な制約を

²¹⁾ Francisco Bethencourt, 'Political Configurations and Local Powers', in Francisco Bethencourt and Diogo Ramada Curto, eds., *Portuguese Oceanic Expansion, 1400-1800* (Cambridge, 2007), pp. 211, 227. ポルトガルの領土拡張の動きには、1580年にポルトガルを併合するスペイン・ハプスブルク朝の影響が大きいとの説もある。S. Subrahmanyam, *The Portuguese Empire in Asia 1500-1700. A Political and Economic History* (London, 1993), pp. 108-116; Rafael Valladares, *Castilla y Portugal en Asia (1580-1680) Declive imperial y adaptación* (Leuven, 2001), p. ix.

受けていたが、そのような制約にもかかわらず彼らは他の地域での自由な交易で利益を上げていった。もちろん政府の管轄が十分でないことは、一方で海賊行為の増加を意味し、実際ベンガル湾ではこの海を支配する国家がなかったために海賊活動も活発で、ポルトガル人の中にも海賊や傭兵として活躍する者も多く存在した。一方、国王政府関係者が関与するアラビア海を中心とした公的交易にも、別の不法行為が蔓延っていた。国王政府主導の交易と言っても、その内実は軍人を含む政府関係者が自分たちの地位を利用して非合法交易活動を行う事例が多く見られ、しかもこれら違法商業行為に対しては事実上目がつむられた。²²⁾

2. ゴアの経済発展と統治機構

ゴアは 1510 年にポルトガルによって征服されたが、その後継続的にポルトガル領インドの経済の中心であったのみならず、ポルトガルのアジアにおける拠点でもあった。1530 年からインドによる武力侵攻があった 1961 年までは、ポルトガル領インドの首都として機能した。16 世紀におけるポルトガルのゴア支配は、一般に安定した統治がされた時代であったと理解されている。それは特にポルトガル支配に先立つ 40 年間は、ゴアにとっては混乱の時代であったからであるが、そのことを考えると、1510 年以後は「パックス・ポルトゲッサ」(Pax Portuguesa) と呼ばれる時代であったと言っても過言ではない。ゴアがポルトガルの支配を受ける前、ゴアは、今回の人文研総合研究旅行で訪れた世界遺産ハンピを首都としたヒンドゥー教のヴィジャヤナガル王国に支配されていた。しかし、このヴィジャヤナガル王国も 1472 年にイスラムのバフマニー朝に征服される。そして、バスマニー朝がイスラム 5 王朝に分裂すると、ゴアは其中で最も力を持ったアーディル・シャーヒー朝ビジャーブル王国に占拠された。このように 1510 年にアルブケルケがゴアを征服するまでの 40 年間は、この地域の支配勢力が次々と代わる不安定な期間であった。この期間はゴアの地元民にとっても苦難の時代で、たとえばバフマニー朝の統治期には土地収益にかかる税が 2 倍となるなど、多くの変更がもたらされた。直前のイスラム統治期の混沌と比べると、ポルトガルによる統治期は安定期の始まりと言えよう。

ポルトガルがゴアを支配しようとした理由としては、ゴアが交易活動の活発なアラビア海の東の端に位置し、さらにこの地域がこの頃インド経済の中心地であったグジャラートとマラバル海岸の中間に位置し、ゴアから出る船団によって両地域の交易活動を支配することが出来ると考えられたことが挙げえられる。ゴアの中心島であるティスワディ (Tiswadi 或いは Tissuari) は島の北と南をそれぞれマンドヴィー川とズアリ川が流れるが、どちらの河口もインド西岸でも最高の港湾を提供していた。ゴアの東には西ガート山脈が走り、デカン高原の勢

²²⁾ Pearson, *The Portuguese in India*, pp.83-85.

力からの堅固な緩衝地となっていた。²³⁾ このような地理的条件に恵まれた中で、「黄金のゴア」と呼ばれた 16 世紀のゴアは実際にはどのような現実を抱えていたのであろうか？イスラム王国期にこの地からヒンドゥー教徒が逃げ出したこともあり、16 世紀当初は一時的にゴアの人口は減少に転じたと言われている。しかしポルトガル支配後は、毎年 2000 人も母国を離れたポルトガル人の殆どがゴアに向かったこともあり、ゴアの人口は上昇に転じている。フランシスコ・ザビエルがゴアを拠点にインドに宣教した 1540 年代には、ゴアの住民構成は、インド人キリスト教徒 1 万人、ポルトガル人が 3～4 千人の他に多数の非キリスト教徒から成っていた。そしてゴアの市外には多くのヒンドゥー教徒も在住していた。ゴアは 16 世紀を通じてインドの標準では中都市にとどまったが、最もコスモポリタンな町でもあった。さらにゴアのヒンドゥー教徒もかなりの数に達していたことが指摘できる。ゴアが「黄金のゴア」との呼称に値する豊かさを持っていたかと言えば、それにはかなり懐疑的な意見が多い。例えば、ゴアに住むポルトガルのエリート達が、ムガル帝国のエリート達と比べて富裕であったとは言いがたい。国の大きさの違いもあるが、ゴアの建造物で、当時インドで最も大きな町であったアグラやデリーの城郭や砦に匹敵するものは無いし、南インドのゴプラムの大きさと豪華さを超える宗教的建造物も見当たらない。ポルトガル支配下でのゴア総督府の収入は、その前の時代であるイスラムのビジャプル王国のそれと比べて同じ水準にとどまっている。その一つの理由として挙げられるのは、ゴア在住のポルトガル人は海洋交易から収入を上げることができたため、土地からの収益に頼る必要がなかったことである。ゴアの北部と南部に位置するバルデス (Bardes) やサルセッテ (Salcette) といった地域は殆ど顧みられることはなく、せいぜいキリスト教の宣教地くらいにしか評価されず、積極的に土地収益を確保しようとする政策は採られなかった。

ゴアにおけるポルトガル人男性社会は階層化されていた。もちろんゴアにはポルトガル人だけではなく、イタリア人を始めドイツ人、イングランド人、フランス人も居住していた。ポルトガル社会は様々な階層が重層化しており、そのような階層の一つは出生地によるものであった。ポルトガルのポルトガル人両親から生まれたキリスト教徒であるレイノエス (reinoes)、ポルトガル人両親からアジアで生まれたカスティソス (castiços 或いはインディアティコス *Indiaticos* と呼ばれる)、インドで生まれたポルトガル人とインド人の混血であるメスティソス (mestiços) 等の序列があり、その下に地元インド人キリスト教徒がいたわけであるが、カスティソスもメスティソスもエリート・ポルトガル人からは疑惑の目で見られていた。ゴアにお

²³⁾ *Ibid.*, pp. 88-89. 1510 年にアルブケルケが征服した地域は、ティスワディといくつかの小島を合わせて単に *Ilhas* (島々) と呼ばれていた。今日のゴアの中心部であるが、この状況は 1543 年まで続き、ゴアが今日のゴア州の広さまで拡大したのは 18 世紀半ばになってからである。

けるポルトガル社会のもう一つの区分は、聖職者、貴族、平民の3身分であるが、この区分は新国王就任時の宣誓式等の儀礼において最も顕著に見られた。これら身分の下に位置するのが地元インド人キリスト教徒であり、さらにその下には、その殆どがヒンドゥー教徒である非キリスト教徒がいた。本国ポルトガル同様ゴアにおいても、16世紀には奴隷取引が活発に行われ、彼らは社会の最下層を形成した。しかしゴアにおいてこれらの階層は世襲でもなく、その意味では身分が固定化されていたわけでもない。上記階層の存在にもかかわらず、ゴアではポルトガル人とインド人の融合はかなりの程度まで進んでいたと考えられる。ゴアの社会構成を物語るもう一つの基準は、ポルトガルから来た独身の兵士ソルダドス (soldados) と、現地で結婚しインド (或いはアジア) に定住するようになったカサドス (casados) と呼ばれるポルトガル人或いはポルトガル系住人である。この区別は、3身分の社会階層の中では最下層の平民に当てはまる基準である。²⁴⁾

16世紀のゴアは、ポルトガル支配の現実にもかかわらずヨーロッパの町と言うよりはインドの町という印象が強い。特にゴアの中心部の外はヒンドゥー教徒が住民の大多数を占め、ほぼ完全にインド社会であった。このようなゴアの市街地の外では、ヨーロッパの影響を見ることは極めて稀であった。ティスワルディから離れ、北ゴアのバルデスや南ゴアのサルセッテに16世紀に居住していたポルトガル人は少数で、要塞の兵士と現地インド人と結婚したカサドスと呼ばれたポルトガル人、そしてカトリック教区司祭くらいであった。(宗教改革はゴアに入って影響を及ぼすことはなく、代わってヒンドゥー寺院を破壊するような不寛容で攻撃的な反宗教改革がゴアにおいては吹き荒れた。) 教区司祭はバルデスではフランシスコ修道僧が、南のサルセッテではイエズス会修道僧が務めることが多かった。第2次大戦後サラザール独裁体制は、ポルトガルの植民地維持を正当化するために、植民地においては人種関係は理想的な状況にあったと主張したが、16世紀のゴアにそのような主張を当てはめるわけにはいかない。ゴア社会ではやはり白色人種は優遇されたし、人種混合も白人女性の絶対的不足によるものであった。ゴアのポルトガル人男性には、独身を守るか現地インド人と結婚するかを選択肢があっただけである。圧倒的多数のポルトガル人男性は後者を選択し、その点では一時滞在者の域を出なかったオランダ人男性やイギリス人男性との大きな相違を示した。人種の混合が進んだのも、インドに渡ったポルトガル人の殆どが都市部出身の貧困者か農民で、ポルトガルの上流文化に根差していなくて、社会階層的には同レベルのインド人農民に対しても柔軟性があり寛容でもあったからである。ポルトガルでは長い間イスラム支配が続き、このような異文化に対する寛容や混交文化に対する免疫度が高かったとの見解もある。そして、インドへ渡ったポルトガル人の多くが、最もイスラム文化の影響を受けていた南部のアルガヴ地方出身者であったという

²⁴⁾ Ibid., pp. 93-96,

事実もある。他方、聖職者や貴族といったポルトガルの政治・宗教の指導者は、インド人との共通項が殆どなかった。総督を始めとしてこれらエリート層は、下層ポルトガル人男性と違って、最終的にはほぼ全員母国へ帰国した。エリート達は、その多くがポルトガル本国に妻を残しており、ゴアで妾を囲うことはあってもインドで結婚することはなかった。一方、殆どのポルトガル人やメスティソスは町中に、特にゴア市内に居住していた。ゴア市内に住むポルトガル人で、貴族、軍人、聖職者の仕事内容は明確であるが、インドで結婚した多くのカサドスは肉体労働ではなく大規模な小売業に従事していた。ゴアにおける多数の奴隷の存在によって、ポルトガル人は肉体労働を免れていたことになる。²⁵⁾

ポルトガル人エリートに対して、地元インド人のエリート階層はサラスワティ・ブラフミンと呼ばれ、ヒンドゥー教の僧侶となる者の他に 1580 年代にはゴアの香辛料や食料品を扱う店はこの階層によって占められていた。サラスワティ・ブラフミンはかつてインド北西部のサラスワティ川（サラスヴァーティー川とも呼ばれる）河畔に住んでいたバラモンと考えられる。サラスワティ川は『リグ・ヴェーダ』や『バガヴァッド・ギーター』等の古代インドの諸文献において言及されており、現在はなくなったこの川は、かつてはインダス遺跡の真ん中を流れていたと言われている。サラスワティ・ブラフミンのゴア経済への貢献を物語るものの一つにレンダス (rendas) と呼ばれる租税徴収請負制度 (tax-farming) における彼らの役割がある。この制度によって税の取り立てがサラスワティ・ブラフミンに委託された。彼らが政府に支払う税額以上に納税者から税を徴収して利益を上げ権利を乱用していたかどうかは定かではない。17 世紀には徴税請負人の 8 割はヒンドゥー教徒であり、その内の 6 割以上をサラスワティ・ブラフミンが占めていた。即ち、レンダスの半分にサラスワティ・ブラフミンが関わっていたことになる。しかしまもなく彼らも、少数ながらより裕福なグジャラートの商人カーストであるヴァニア (vanias, banyas) にゴア経済での地位を一步譲ることとなる。ポルトガル人は、緊急の資金調達において地元サラスワティ・ブラフミンよりは、アジアにおける海上交易で多額の資本を持つヴァニアに頼るようになる。ポルトガルのアジア植民地にとってグジャラート商人の重要性には特記すべきものがある。²⁶⁾

ゴア等にある要塞を固める兵士の数も季節によって変化があった。6 月から 9 月までのモンスーン期、沖合から風が吹くとインド西海岸沿いのパトロールは不可能になり、この雨期の期間中兵士は陸に上がって要塞に入ったり、或いはゴアの町をうろついたりしていた。職を失い金も持たない兵士がうろつくわけであるから、ゴアにおいては治安も大きな問題となった。モンスーンの影響はあっても、基本的にゴアは海洋帝国の中心であった。イスラム王国ビジャー

²⁵⁾ Ibid., pp. 104-105, 111-112.

²⁶⁾ Ibid., p. 113.

ブルの時代、ゴアは内陸王国の支配を受ける港町程度の町であったが、ポルトガルによる支配が始まって海洋交易が活発化すると、一挙にポルトガル領アジアの中心地となった。ゴアの政治は先述の国務会議が最高議決機関として機能したが、その構成員は聖俗を問わずエリート達であり、全員がフィダルゴであった。カサドスのような平民階級が政治的発言を行うには、市参事会 (Senado da Câmara, municipal council) の場が用意された。市参事会メンバーは妻帯したポルトガル人男性が理想とされたが、メスティソスや新キリスト教徒 (即ちユダヤ教やイスラム教からの改宗者) も含まれた。市参事会は地方政府に関する案件にはかなりの支配権を持ったが、基本的に戦争等の国家的大事を取り決める国務会議に従属した。²⁷⁾

3. ゴアと反宗教改革

ポルトガルがゴアを征服した当初、即ち 1510 年頃からの約 30 年間は、ゴアを統治するポルトガルには宗教的寛容の精神が見られた。1498 年にヴァスコ・ダ・ガマがインドに到着してからインド交易は栄えたが、ポルトガルはインド人のキリスト教への改宗にそれほど関心があったわけではない。そのことがこのような寛容精神を生んだと考えられる。しかし、1540 年頃に反宗教改革の波がゴアにも押し寄せ、反宗教改革精神の伝播の任務を担った突撃部隊とも言えるイエズス会がインドに到着すると様相は一変する。元々ポルトガルは、ヴェニスとともに反宗教改革の布告には最も忠実に対応し、幼くして国王になったドン・セバスチャンの摂政となったエンリケ枢機卿は、反宗教改革の布告の完全実施を求めた勅書がポルトガルに届くと、教皇特使とともに壮大な儀式をリスボンの大聖堂で執り行った。ドン・セバスチャンも、エンリケ枢機卿同様に反宗教改革勅令の完全実施の道を踏襲し、本来であればポルトガル国王の司法権に属する事項に関しても、勅令に沿ってその実施の権限を教皇特使に与えた。重要な国王特権を放棄するという決定は大きな議論を呼び、その後司法権の争奪については国王裁判所が裁定するように修正されている。反宗教改革の要請に答えて、ポルトガルは聖職者の水準の向上に取り組むが、その一環としてポルトガル北部のブラガから東はゴアにいたるまで各司教区には神学校が設立されている。²⁸⁾ ところで、教皇勅書によってゴアが司教区になるのは 1534 年であるが、初代司教が就任するにはそれから 4 年、大聖堂の落成にはさらにもう 1 年待たなければならなかった。寛容と不寛容の分岐点とも言える 1540 年に、ヒンドゥー教徒の改宗を促進する目的でゴアのすべてのヒンドゥー教寺院が破壊されている。このような寺院破壊は、その

²⁷⁾ Ibid., pp. 96-97, 108.

²⁸⁾ A.R. Disney, *A History of Portugal and the Portuguese Empire: From Beginnings to 1807* (Cambridge, 2009), vol. 1, pp. 186-187.

後ヒンドゥー教徒の多く住むバルデスやサルセッテにまで拡大している。激しく動揺したバラモンの寺院管理人は、聖像等をポルトガル領の外に持ち出そうとした。ヒンドゥー教徒は様々な方法で差別を受け、結婚や火葬を含め彼らの宗教儀式は禁止された。1558年にポルトガル領インド総督となったコンスタンティノ・デ・ブラガンサ (Constantino de Bragança) は、1640年から270年にわたってポルトガルを統治したブラガンサ家に繋がる人物であるが、インド総督の中でも最も狂信的であったと言われている。ブラガンサはカモンイスのインド滞在中の保護者としても知られるが、ヒンドゥー教徒に対しては反宗教改革の精神を極端に適用して厳しい対応をしている。彼は、強制改宗を逃れてゴアを離れたヒンドゥー教徒に対して、ゴアに戻らない場合は財産を没収することを通告する。このような強硬策はゴアの人口の更なる減少をもたらし、村々も衰退するにいたった。総督としてブラガンサの跡を継いだフランシスコ・コウティニーニョ (Francisco Coutinho) は、ブラガンサの強硬策を是正し、ヒンドゥー教徒の不在者が半年以内にゴアに戻るなら没収財産の回復を約束した。一方ディーウにおいては、ヒンドゥー教徒追放によって商人カーストのヴァニアが町を去ると、ディーウの商業活動に大きな悪影響を与えかねないとして、追放に否定的意見も聞かれた。

ヒンドゥー教徒追放に見られるポルトガル人によるキリスト教への異教徒改宗政策の圧力は、16世紀を通じてポルトガル領インド各地で吹き荒れた。ポルトガルは基本的に硬軟両方の方策を交えて、インド、特にインド西海岸における現地人の改宗を進めたが、どちらかと言えば人参よりは鞭を多用したと結論付けられよう。1540年のゴアにおけるヒンドゥー教寺院の大量破壊以後、ポルトガルは支配地域での異教の表立った実践を防ぐために、数々の厳しい圧制的法律を通過させている。²⁹⁾ 17世紀になるとポルトガルの政治力及び軍事力の衰退に比例するように、異教徒改宗の勢いは弱まっていった。1684年に制定されたポルトガル語の強制は、怠慢の故に現地語を習得できないフランシスコ会修道士達によって推進されたとされるが、このような強制改宗や不寛容の例は17世紀にも多々見られるが、18世紀以降には不寛容政策の事例は目に見えて減って行く。先述の1774年におけるポンバル侯のゴア異端審問所廃止の動きは、このような不寛容減少の流れのクライマックスであったとも解釈できる。このような不寛容精神の衰退は、社会統合問題における教会の役割を高めることを意味する。実際イエズス会の神学教育を担うセント・ポール・カレッジの卒業生は、教区 (在俗) 司祭 (clero secular, secular priest) として地元の宣教地に送られた。彼らはポルトガルの政治・軍事エリートと違い、一生インドと付き合いこの地に骨を埋めた。彼らが修道司祭 (clero, regular, regular priest) ではなく教区司祭として現地に赴任したことも、社会統合に向けた教会の役割を鮮明化した。これら教区司祭はブラフミンの出身で、かつてのヒンドゥー教僧侶がキリスト教僧侶となって同

²⁹⁾ C.R. Boxer, *The Portuguese Seaborne Empire 1415-1825* (London, 1969), pp. 66-67.

じ地元で奉仕する姿が浮かび上がる。³⁰⁾

1623年段階でも約15万人のヒンドゥー教徒がゴア全域に在住していたと言われるが、ゴアのカトリック教会の目標は彼らの改宗にあった。そのような改宗運動の大きな契機となったのが、1542年5月のフランシスコ・ザビエルを中心とするイエズス会士のゴア到着である。当初のザビエルのインド渡航の目的はジョアン3世の依頼に基づくもので、東方に定住するポルトガル人の間にキリスト教信仰を復興させることであった。この年にはアジア最大の規模を誇るイエズス会の神学教育機関であるセント・ポール・カレッジがオールド・ゴアに設立されている。16世紀にインドにおいては、フランシスコ修道会、ドミニコ修道会、アウグスティヌス修道会、そしてイエズス会が活動していたが、ポルトガル国家からこのような修道会に支払われる支援金のほぼ半分がイエズス会に渡ったことを考えると、イエズス会のこの時期のインドにおける影響力の大きさが指摘できよう。しかしイエズス会においても、時代の流れとともに布教に対する熱意が徐々に衰えていったことは、宣教師の数の急激な減少によっても指摘できる。16世紀及び17世紀の宣教に対する熱意は、18世紀には大きく減退し、宣教師の数では他の修道会を上回っていたイエズス会でさえ、ゴアを例に見ても、1626年の820人から1749年には150人に減少している。ヨーロッパからの宣教師の減少を補うだけのインド人のキリスト教宣教従事者の増加は見られなかった。³¹⁾ ザビエルは、その後3年間のインド滞在中にインド南部において宣教活動に従事し大量改宗を行った。ゴアにおいても多くの改宗者を出している。ザビエルの南インドでの改宗劇としては、特に南インドの南東海岸で低階層のカーストながら漁民や船乗りとして活躍するパラヴァ (parava 或いは paravar) の改宗が有名である。彼らはタミル語を話す地元漁民で、後述のトーマス・クリスチャンと違い西アジアと関連を持つ階層の高い交易グループではない。元々パラヴァはポルトガルとの関わりがあり、それは1527年から10年以上にわたって南インドのイスラム勢力との海上抗争の際に、パラヴァがポルトガルに援助を求めたことにさかのぼる。³²⁾ ザビエルのパラヴァ改宗劇は、後の宣教師達が使った意味での改宗ではないと言えよう。ザビエルはゴアで訓練を受けた通訳達と南インドを回ったが、彼自身タミル語を殆ど話さず、天国、恩寵、洗礼、十字架といったキリスト教の主要教義もポルトガル語を使い、聖書の言葉を現地の人々に理解させるために現地の言葉を借りてこれらの教義を表すような努力はしなかった。³³⁾ その意味ではザビエルの宣教は、今日の宣教学でしばしば語られる「宣教の文脈化 (contextualization)」からはほど遠い方法を採用したと言えよ

³⁰⁾ Pearson, *The Portuguese in India*, pp. 123, 126-7.

³¹⁾ Stephen Neill, *A History of Christianity in India 1707-1858* (Cambridge, 1985), pp. 71-72.

³²⁾ *Ibid.*, pp. 109, 120.

³³⁾ Susan Bayly, *Saints, Goddesses and Kings: Muslims and Christians in South Indian Society 1700-1900* (Cambridge, 1989), p. 328.



聖フランシス教会内部。この場所で
アウト・ダ・フェが開かれた



サンタ・カタリナ大聖堂

う。即ちザビエルは、聖書の教えを現地の言葉や文化という文脈に噛み砕いて伝えて福音に対する明確な理解を得ることをせず、そのため改宗者達のキリスト教教義の理解は浅薄なものであったと考えられる。

ゴア全体では約5万人のキリスト教徒がいたと言われるが、その中で人口の3分の2がキリスト教徒であったゴアの中心部には、インドの他の地域にあるヒンドゥー教やイスラム教の遺跡の壮大さはないが、多くの教会関連施設が建設された。ゴアのみならず、ディーウやダマンの大司教座でもあるサンタ・カタリナ大聖堂 (Se Cathedral of Santa Katarina)、その隣に位置しかつては異端審問のアウト・ダ・フェが開催された聖フランシス教会、ザビエルの遺体が収められているボン・ジェス教会等今日世界遺産ゴアの中心を形成する建造物が残る。ポルトガルがこのようにこの地に経済のみならず宗教的にも大きな痕跡を残そうとした背景には、ポルトガル国王にパドロード (padroado、或いはパドロード・レアル padroado real) と呼ばれる国王布教権が与えられていた事実がある。ポルトガル王室は1456年から1514年の間に出された一連の教皇勅書 (特に教皇ニコラス5世によって発せられた Papal Bull Romanus Pontifex) によって、アジアやその他の海外領土においてカトリック教会のパトロンとして、

布教等の特権を保有し同時に義務を担うことになった。パドロアードと称されたこのような特権により、ポルトガル王室は十分の一税を徴収する権利と聖職者の叙任権を保持した。その権限は、海外領土における聖職者の叙任権や聖職禄に対する決定権を含むものであった。³⁴⁾ 即ち、教皇庁とポルトガル王国及びスペイン王国との間で取り決められたパドロアードによって、教皇庁は国内及び海外領土の教会行政をすべてポルトガル王とスペイン王に委譲することとなった。特に 1493 年に教皇アレクサンデル 6 世は、新発見地をポルトガルとスペインに委ねることを承認した。両国が享受する特権の中には、経済や政治活動の独占のみならず布教権等の宗教関連特権も含まれた。このような特権が付与された故に、ポルトガルやスペインには、資金面をも含めてアジアやアフリカにおいてカトリック教会の布教を支援することが求められた。この意味で、ポルトガル王国のみならずスペイン王国においても政治と宗教は密接に繋がることとなり、パドロアードの下で、カトリック教会の活動には政治的機能が含まれるようになった。イベリア半島の異端審問所が、教皇庁の中世異端審問制度 (*Inquisición medieval o pontificia*) とは区別されて、国家機関的性格を帯びていた理由の一つにパドロアードの特権があった。スペインやポルトガルの異端審問制度は国王主導型であり、この制度の頂点には国王諮問会議の一つである先述の異端審問最高会議が置かれた。異端審問官についても、国王に忠誠を誓い国家機関の一部と考えられたスペインやポルトガルの異端審問官は、必然的に国王寄りの役職となっていった。

ポルトガルは布教や改宗のみに関心があったわけではない。ポルトガルは、自分たちのキリスト教の宣教に先立ってインドで信者を集めたトーマス・クリスチャンの教義の純粋性に疑問を感じていた。トーマス・クリスチャンは、ドラヴィダ諸語の一つマラヤーラム語を話し、16 世紀には 8 万から 20 万の信徒数を誇っていた。聖トーマスが紀元 50 年に漂着したと言われるマラバル海岸を活動の拠点としたが、礼拝においてはシリア語を使用していたことからシリア教会系の信徒と呼ばれていた。先述のザビエルの宣教の対象となったパラヴァ等後世の改宗キリスト教徒と比べると、トーマス・クリスチャンは、聖トーマスとの繋がりや聖トーマス伝説を崇拝することなどから、インドにおいてはポルトガル人到来以前から他のキリスト教グループに対して優位な地位を享受し、各種特権をも保持していると考えられてきた。彼らはグループの起源を、聖トーマスの布教によって改宗したケララ州のエリート・カースト集団に置いているが、西アジアとの繋がりも深く、おそらく彼らは西アジアの貿易商或いは船乗りのキリスト教改宗者の子孫であると思われる。このような西アジア系キリスト教徒やユダヤ教徒は 6 世紀頃には香辛料の集散地であったクイロンやクランガヌールにおいて交易に従事していた。

³⁴⁾ Donald F. Lach, *Asia in the Making of Europe: The Century of Discovery: Book One* (Chicago, 1965), pp. 230-245.

トーマス・クリスチャンは、マラバール海岸のエリート戦士階級であり強大な土地所有階層でもあったナヤール族との交婚によって勢力拡大を果たし、内陸部の胡椒生産地域に進出すると同時に南ケララにおける戦士集団としてナヤール族に劣らぬ存在となっていた。ヒンドゥー教寺院の支援者であったナヤール族との結びつきに見られるトーマス・クリスチャンの混交宗教的キリスト教信仰が、パドロードを持つポルトガルからの宣教師達の警戒を生んだと考えられる。ナヤール族はトーマス・クリスチャンを地元のヒンドゥー教寺院の儀式に賛助者として受け入れ、他方ナヤール族もトーマス・クリスチャンが主催するキリスト教会の祭事に参加していた。さらにトーマス・クリスチャンに対するポルトガルの疑念を増幅させたのが、トーマス・クリスチャンと西アジアの大司教達との関係である。このような西アジアのキリスト教会との関係は、キリストの神性と人性との合体を否定しカルケドン公会議でも排斥されたネストリウス派の影響を疑わせるもので、ポルトガルはこのような状況への対応も迫られたのである。トーマス・クリスチャンはキリスト単性論を奉じるヤコブ派（Jacobite シリア正統教会、西シリア派とも呼ばれる）のアンテオケ総司教と関係を持ち、17世紀後半には彼らの多くがこの派に属するようになる。単性論は、受肉したイエス・キリストが単一の本性のみを有するという説であるが、カルケドン公会議で採択されたキリストは神性と人性の両性を持つという両性論によって否定された。トーマス・クリスチャンの教会運営を担ったのはメトランと呼ばれた世襲の大執事で、教会自体には教区も集権的教会組織も存在しなかった。

マラバール海岸に反宗教改革の精神を注入しようとしてトーマス・クリスチャンと対峙したのはイエズス会士であった。トーマス・クリスチャンのポルトガルへの忠誠を獲得するために、イエズス会士達は彼らにローマ教皇の権威を認めさせ、異端的西アジア教会の首座司教への忠誠を断ち切るように迫った。多くのトーマス・クリスチャンが教皇の権威を認め、反宗教改革の精神に従ったが、その後も彼らは聖トーマス伝説の信仰を維持し、また西アジア教会の司教達との交流も続けられた。1652年にネストリウス派の首座司教の信任状を持ってインドに到着した西アジアの司教をポルトガルが殺害すると、ポルトガル及びローマ・カトリック教会に対してトーマス・クリスチャンは態度を硬化させ、両者の関係は急速に悪化する。ゴアにヒンドゥー寺院の建設を認めなかったポルトガルと地元ヒンドゥー教徒との関係はかなり悪化していたが、マラバール海岸のトーマス・クリスチャンをローマ教皇に服従させるためにポルトガルが採った諸策にも反感が強まっていた。³⁵⁾

³⁵⁾ トーマス・クリスチャンについては、拙稿「インドへ渡った外国人 サン・トメ、ヴァスコ・ダ・ガマ、ウォレン・ヘイスティングズを追って」『専修大学人文科学研究所月報』第217号（南インド総合研究特集号）を参照されたい。

4. パドロアードとゴア異端審問所

キリスト教に改宗した多くのインド人は、純粋な信仰を持ったというよりは、物質的、経済的利益を改宗の理由とした所謂ライス・クリスチャンであったと言われている。改宗は賄賂や脅迫、さらには拷問を使ってもなされ、キリスト教への真の回心には程遠い状況であった。イエズス会司祭ニコラオ・ランチロット (Nicolau Lancilotto) からイグナティオ・ロヨラヘゴアから出された 1547 年 10 月 10 日付書簡を見ると、改宗は主に宗教的確信からなされたのではなく、それ故に改宗者の間に旧信仰に回帰する傾向があったことが報告されている。特に奴隷制度が残るインドにおいては、この世でのご利益を求めてキリスト教に改宗することは避けられなかった。イスラム教徒やヒンドゥー教徒の奴隷は、洗礼を受けることでポルトガル人の手によって奴隷状態から解放されると考えていた。奴隷からの解放の他に、暴君からの保護や絞首刑を免れるため、或いは中にはキリスト教徒の女性と交際するためにキリスト教に改宗する者も存在した。さらに、ヒンドゥー教徒エリートのブラフミンが、低位のカーストとの結婚を実現するためにキリスト教に改宗する例も見られた。このような改宗の事例、即ち宗教的確信が欠如している改宗の場合、キリスト教信仰に関する知識の欠如は明らかで、旧信仰への回帰や異端は生まれやすく、それに呼応して異端審問所の活動は活発化することとなった。³⁶⁾

このような状況が、真のキリスト教に対する脅威と感じたザビエルは、ジョアン 3 世宛の 1545 年の書簡において、ゴアに異端審問所を設置するように要望する。異端審問所は一般に反宗教改革の不寛容を代表するものとの印象がある。そこでは拷問や火刑、そして前近代的な宗教裁判制度に支配され、異端審問所が設置された地域の後進性を象徴するような存在として描写される。ザビエルの異端審問所設立要請はジョアン 3 世の存命中は実現せず、彼の死後 8 年経った 1560 年になってようやく実現し、本国ポルトガルと同じような異端審問所がゴアに設置される。実はゴアでは異端審問所の創立前にも「異端」は処罰されてきたが、1540 年からの反宗教改革精神の高揚とイエズス会士による布教・改宗運動の精鋭化に続いて、1560 年以後は異端審問所の設立により本格的な異端や不信の審判と処罰が行われたことになる。ポルトガル国王にパドロアードが与えられたが、そのような国王に従うことは、即ち異端審問所の権威にも従うことを意味していた。さらに、パドロアードによって国家は聖職者に対して大きな影響力を持った。一方聖職者も国务会議に出席する権利を持ち、さらに 17 世紀には 2 度にわたって聖職者が総督に任命された。ゴアの異端審問所は、その他のポルトガル植民地に職員を派遣

³⁶⁾ Priolkar, *The Goa Inquisition*, pp.48, 53-56. ランチロットは日本についても報告を出しており、日本人アンジロー（或いはヤジロー）からの聴取に基づく聞き書きでは、日本の政治体制、軍事、宗教、貿易等についての紹介がある。「日本関係海外史料イエズス会日本書翰集 訳文編之一（上）『東京大学史料編纂所報』第 27 号（1992 年）

し、異端の疑いのある者をゴアに送還した。一般に非キリスト教徒は異端審問所の権威に服従する必要はなかったが、キリスト教への改宗を妨害したり、キリスト教徒を昔の異教信仰に逆戻りさせたりする場合は異端審問所の審判が下ることとなった。キリスト教布教初期の改宗の内容は表面的で拙速であり、その意味ではキリスト教への改宗者の多くが新しい信仰の内容を殆ど理解していない状況が続いた。特にインド人への布教の意気上がる 1540 年代と 50 年代にキリスト教に改宗した者の中には、元の信仰に逆戻りする信徒も多く見られ、異端審問所の警戒心を煽った。

ジョアン 3 世の死後、孫のドン・セバスティアンがあとを継ぐが、彼の摂政役となったエンリケ枢機卿（後にアフリカで戦死したドン・セバスティアンを継いで、1580 年のスペインによるポルトガル併合までの短期間エンリケ 1 世としてポルトガル王となる）は、異端審問所設置要請に理解を示し、異端審問官としてカノン法に精通したファルカオン (Aleixo Diaz Falcão) とフランシスコ・マルキス (Francisco Marquis) をゴアに派遣する。ファルカオンは異端審問所をゴアに設置したが、この異端審問所はキリスト教世界で最も無慈悲な宗教裁判所と評されるようになる。実際のところ、異端審問過程はポルトガル、スペイン及びイタリアとほぼ同じであったと考えられるが、異端被疑者に対する対応と処罰はゴアの異端審問所の方がより厳しかったと言われる。一般にイタリアの異端審問よりはスペインの異端審問所の方が厳格な対応を被疑者に行い、スペインよりはポルトガルとその海外領土での異端審問過程の方が残虐性を持ち合わせていたと言われている。ファルカオンは新キリスト教徒の訴追をほぼ終えると、今度は地元インド人のキリスト教徒を異端審問の標的にするようになる。スペインは地元の改宗キリスト教徒を異端審問の標的にすることはなかったが、ポルトガル人にそのような寛容策は通じず、迷信的、先祖崇拜的慣行を完全に捨てることのできないインド人改宗者に対して、イベリア半島のマラーノに対すると同じ処罰を行ったのである。³⁷⁾ 南のコーチンでも、新キリスト教徒の旧信仰や慣習への回帰は大きな問題で、このような新キリスト教徒は、インドで異端審問所が設立される前は、訴追のためにポルトガルの異端審問所に送還されていた。このような状況下で異端審問所設置要請が行われたのであるが、同じような審問所設置の要請は、教皇庁に対しても行われている。³⁸⁾

ゴアの異端審問所の不寛容と残虐性はしばしば話題に上るが、実際どのような異端審問がなされ、どのような手続きで異端の嫌疑をかけられた者や先祖の宗教に戻った者 (relapse) は処罰されたのであろうか。旧信仰の教義や風習を守る傾向のある新キリスト教徒或いはマラーノと呼ばれる所謂ユダヤ主義者に対しては、ゴアにおいて厳しい対応がなされた。元来先祖の宗

³⁷⁾ Henry Charles Lea, *A History of the Inquisition of Spain* (New York, 1906-7), vol. 3, 260-261.

³⁸⁾ Priolkar, *The Goa Inquisition*, pp. 26-27.

教に戻ることは、カノン法上は棄教 (apostasía) の罪に相当し一般に死罪が適用された。特に 16 世紀においては、一旦異端の嫌疑がかけられると祝祭日に火刑の判決が下されることが多かった。見せしめとしての効果の他に、イベリア半島のアウト・ダ・フェがそうであったように見世物的要素が強かったことも、判決の厳しさを導いた可能性がある。一般の理解とは違って、イベリア半島を含めヨーロッパの異端審問所が火刑の判決を下して、実際に町中で火刑が実行される比率は極めて低かったが、ゴアにおいては、ヨーロッパの比率をかなり超えて火刑が執行されていた可能性が高い。本来異端審問所の判決には、無罪の他には苦行の懲罰と火刑 (時に effigy 即ち本人に似せて作られた人形を燃やすこともあった) があった。火刑以外で異端審問所の被告の間で最も恐れられたのは、親族にとっても屈辱的なサンベニート (Sanbenito) と、漕ぎ手としてガレー船に送られることであった。火刑については、その対象者はユダヤ人やイスラム教徒関連の者に集中する傾向がイベリア半島では見られたが、ゴアにおいてもその傾向があった。フェリペ 2 世期にスペインでは、帝国維持のために多くのガレー船の漕ぎ手を必要としたが、16 世紀のポルトガルにおいても状況は同様であった。フェリペ 2 世はそのような状況に対応するために、世俗裁判所はもちろん異端審問所に対してまでそのような国家の必要性に応じるように圧力をかけ続けたが、ポルトガル国王がフェリペ程の熱心さでガレー船漕ぎの刑を要求したとの記録は探せなかった。しかし、ゴアの異端審問所判決ではガレー船送りとなった被告も存在した。³⁹⁾ 火刑の判決が下ると、被疑者は炎を描いた服を着せられ (フランシスコ・デ・ゴヤの風刺絵などによく登場する所謂サンベニート) 近くのカテドラルに送られて、彼らはミサと説教の間に諫言を受ける。

基本的にゴアにおいては、告発者からの訴えがあると旧信仰への回帰や異端が疑われる被疑者は逮捕され、弁護人もつけることは許されず自分の無実の証明のための反証は被疑者側の努力と負担となった。ゴアの異端審問所の審判過程や手続きは、スペインやポルトガルのものとはほぼ同じである。⁴⁰⁾ 被告は逮捕理由も聞かされないまま、何年にも渡って拘置されることがあったし、異端審問所関係者以外の訪問を受けることもなかった。ゴアにおいても、異端審問過程の秘密主義は徹底されていたと判断される。イベリア半島の異端審問所における被疑者尋問過程については、激しい拷問と秘密主義がその特徴であると長い間考えられてきた。近年の研究では、拷問に関してはそれが一般に考えられているほど激しいものではなかったことが認められているが、審判過程の秘密性は現実に存在したと考えられている。ゴアの異端審問過程では、拷問の激しさと審判過程の秘密主義の両方が存在したと思われる。インド人異教徒やイ

³⁹⁾ William Monter, *Frontiers of Heresy: The Spanish Inquisition from the Basque Lands to Sicily* (Cambridge, 1990), pp. 32-35.

⁴⁰⁾ スペインの異端審問所の手続き・審判課程については、拙稿「スペイン異端審問制度の史的展開と司法権の時代的・地域的特質」41-46 頁を参照。

スラム教徒は、キリスト教徒にならない限り異端審問の法廷に出廷させられることはなかったし、出廷した場合も、ポルトガル人やポルトガルから来た新キリスト教徒、或いはヨーロッパ出身のキリスト教徒と比較して、厳しく尋問されることはなかった。しかし、ゴア在住のインド人やイスラム教徒等が、キリスト教に入信しようとする者を妨害したり、キリスト教からの離脱を勧めたりすれば話しは別で、異端審問所により彼らは厳しく処罰された。⁴¹⁾

ゴアの異端審問所とポルトガル本国の異端審問所の活動は、基本的には同じような規則と手続きによって進められた。ゴア異端審問所設立直後の運営は、*Diploma Establishing the Goa Inquisition* と呼ばれる文書に基づいてなされている。その後は、1640年にフランシスコ・デ・カストロ (Francisco de Castro) 司教によって出版された『異端審問規則』*Regimento do Santo Officio da Inquisiçam dos Reynos de Portugal* (Manual of Rules and Regulations of the Holy Office of the Inquisition in the kingdoms of Portugal) の内容に沿ってゴアの異端審問所は機能した。ゴアの異端審問所の開催に当たっては、2つの主要都市であるゴアとコーチンで審問が一般に公開されるべきこと、ゴアでは審問が公開されるのは大聖堂においてであること等が定められている。審問過程ではまず説教があり、そのあとで『異端審問規則』が宣言される。審問所には2冊の登録簿があり、1冊には告発の内容が、もう1冊には自分の罪を告白して慈悲を求める者の告白内容と和解の内容が記されている。異端の罪で逮捕されると、動産、不動産を問わず財産は仮差し押さえとなり、それらの財産目録が作成される。その後異端の罪が確定すると財産は全て没収された。被疑者が異端の罪を告白して和解（教会と和解し信徒の交わりに入る）に至った場合でも、全財産の没収は同様に行われた。イスラム教やヒンドゥー教からキリスト教に改宗した者が、その後異端の罪を犯し拘束された場合は、その罪を告白しても即座に和解に至ることはなく、監獄の一室で信仰や救いに関する教示を受ける。このような再教育は、同じような過ちに彼らが陥らないために必要であるとみなされ、そのような教育を受けた後彼らは和解に至り、規定に従って邪教を放棄する誓いを行う。⁴²⁾

イベリア半島でもそうであったが、ゴアにおいても異端審問所は当時の住人達に恐怖を植え付けた。スペインやポルトガルの異端審問所の実態とは異なり、ゴアの異端審問所の残忍性については、特に設立当初においては数々の証言がある。ポルトガルの政府や教会が、その実態を隠蔽しようとし公表を控えたこともあり、ゴアの異端審問の記録自体が入手困難な場合もあった。ゴア異端審問所に関する記録が破棄され、或いは紛失していることもあって、この審問所の活動の実態は常に霧に包まれたままであった。史料の欠如は、ゴア異端審問所の通史を描くことを長い間妨げてきた。このような史料の欠如を補ったのが、フランス人旅行家で医者

⁴¹⁾ Priolkar, *The Goa Inquisition*, pp. 26-29.

⁴²⁾ *Ibid.*, pp. 87-91.

でもあったチャールズ・デロン (Charles Dellon) 及びクラウディウス・ブキャナン (Claudius Buchanan) の体験談であった。⁴³⁾ デロンはフランス東インド会社に職を得ると、1668年3月にインドに渡る。ケララ州北部マラバール海岸のテリチェリーで、フランス商館長と意見が相違し職を辞すると、彼はポルトガル領ダマンで医療に従事する。デロンは約半年後、異端の嫌疑等の宗教的理由ではなく、ある女性を巡るダマン総督の嫉妬が逮捕理由と言われているが、異端審問所によって拘束され、まずはダマンの不衛生な牢獄に送られ監禁される。その後デロンは、1674年初めにポルトガル領のパセインで一旦拘留された後にゴアに送還されている。

デロンはゴア到着後すぐに異端審問所で尋問を受ける。審問官が座る法廷は Mesa do Santo Officio と呼ばれ、デロンが到着した頃は、2人の審問官のうちの1人がポルトガルに帰還し彼の後任がいまだ任命されていなかったために、大審問官 (grande inquisidor, grand inquisitor) であったフランシスコ・デルガド・デ・マトス (Francisco Delgado de Matos) 1人による尋問となった。マトスは修道会に属さない教区司祭出身者、所謂 secular priest であったが、もう1人の審問官は通常ゴア在住のドミニコ修道会士が務めることとなっていた。尋問では、名前と職業の他に異端審問所に連行された理由や背景の知識を聞かれるが、被告は逮捕理由を知らされず拘置されることが普通である異端審問所であるから、このような質問に答えられるはずが無い。短い尋問後、デロンはロザリオとハンカチ、そして看守が調べなかったガーターに縫い付けられていた僅かな金以外のすべての所有物を没収されて、牢獄に収監されることとなった。釈放時にはすべての没収物が返還されると再三約束されたが、実際に持ち主に返される可能性は低い。ゴアでは、ユダヤ人の異端審問所への告発に関しては、財産を所有している富裕層は確実に処罰を受けて財産が没収されていることを考えると、異端審問所への告発に際しては、宗教的理由のみならず金銭的動機の高さも無視できない。2年間ゴアの異端審問所内に拘留され、その後ポルトガルのガレー船での苦役という判決を受けたデロンは、その後リスボンに送還される。しかし彼は、即時国外に退去することを条件にリスボンにおいて釈放され、その直後にフランスに帰国している。結局デロンが2つの回顧録 (*Relation d'un Voyage fait aux Indes Orientales* 及び *Relation de l'Inquisition de Goa*) を執筆し始めるのはフランス帰国後8年経ってからであるが、執筆が遅れた背景としては、執筆によって異端審問所関係者の感情を損なうのではないかと微妙な心理が働いていたことが指摘できる。

一方ブキャナンの回顧録を読むと、ゴアの異端審問官がデロンの回顧録の影響をかなり警戒していた様子が見えてくる。ブキャナンはゴアにおいて異端審問官の家に滞在していたのであるが、ブキャナンによると異端審問官の仕事はかなり多忙で、週に3日か4日は異端審問所の

⁴³⁾ *Dellon's Account of the Inquisition at Goa (Relation de l'Inquisition de Goa)* と 'Dr. Buchanan's Account of the Inquisition at Goa in 1808' は Priolkar, *The Goa Inquisition* の最後に収録されているものを参照。

法廷に座っていたとのことである。ブキャナンはデロンの著書を異端審問官に差し出し、審問官は落ち着いた様子でページをめくっていったのであるが、審問官はデロンの書にはいくつかの点で事実誤認があると訴えている。デロンの土牢や拷問、アウト・ダ・フェについての描写に間違いはないが、異端審問官の動機や教会の性質を無慈悲に描写している点には審問官自身不満を表明した。⁴⁴⁾ ブキャナンはスコットランド出身の神学者で、ケンブリッジ大学を卒業して英国教会伝道協会 (Church Missionary Society) の宣教師としてインドに赴いて、当地で現地人のキリスト教教育や現地語への聖書翻訳に貢献している。ブキャナンはオールド・ゴアの町は教会の町で、富の殆どがその壮麗な教会建設に使われたとの印象を持ったようである。それにもかかわらずブキャナンが驚いたのは、彼が行った礼拝では聖職者以外の一般礼拝者に全く会わなかったことである。異端審問所に代表されるように、礼拝やミサのような教会の活動においても、一般民衆とは少し距離のあるところで宗教活動が執り行われたとの印象が残る。⁴⁵⁾

ゴアの異端審問所はポルトガル語では「聖なる家」(Santa Casa) と呼ばれていたが、広場を挟んでサンタ・カタリナ大聖堂の反対側に立地していた。審問所の建物正面には3つの扉があり、その中央扉の階段を上がるとデロンも尋問を受けた広間がある。今回の総合研究旅行でパナジを訪れた際に立ち寄ったゴア州立博物館 (Goa State Museum) では、異端審問所で使用された彫り物のあるテーブルと椅子が展示されていたが、デロンもこのような椅子に腰かけ



ゴア州立博物館にある異端審問で使用されたとされるテーブルと椅子

⁴⁴⁾ Francis Browne Wright, *A History of Religious Persecutions from the Apostolic Age to the Present Time and of the Inquisition of Spain, Portugal and Goa (1816)* (Liverpool, 1816), p. 271; 'Dr. Buchanan's Account of the Inquisition at Goa in 1808', p. 94.

⁴⁵⁾ 'Dr. Buchanan's Account of the Inquisition at Goa in 1808', pp. 89-90.

た異端審問官の前で尋問されたと想像される。一旦拘留されると、2つの土でできた容器が水を入れて与えられ、1つは手や体を洗うために、もう1つは飲料水として使用された。その他に就寝用のマット、床掃除用の箒と排泄用の蓋付き容器が与えられ、容器は4日毎に取り換えられた。ゴア異端審問所には、上記の異端審問官の他に多くの補佐役が存在し、彼らは様々な修道会の出身であった。その中には異端審問所代理官が存在し、彼らは告訴文を作成するなど、異端審問官の要請が無い限り裁判自体には出席しないが、審問官を側面から補助した。また評価官 (qualificadores) と呼ばれる官吏は、判決自体には関与しないが、異端の嫌疑のかかる文書や作品の内容を吟味し真のキリスト教信仰に違反しているのかどうか報告した。様々な異端審問所の官吏の中でも注目すべきはファミリアル (familiares) と呼ばれる刑の執行官 (執達吏) である。スペイン王国においては、彼らは逮捕等の「汚れ役」を担う世俗の補吏であった。ナポリやシチリア等当時スペイン領であったイタリア諸地域では、スペインの異端審問制度に対する批判の矛先は、異端被疑者の逮捕等異端審問所の命令を忠実に執行するファミリアルに集中した。それは国王の役人や王室裁判所による逮捕や刑罰からの事実上の免罪特権がファミリアルに付与されていたことに対する不満の表れであったと同時に、スペインの異端審問制度そのものに対する抵抗もあった。⁴⁶⁾ ゴアにおけるファミリアルについては、彼らが異端審問所の捕吏として「汚れ役」演じたと言うようなネガティブな意見は、当時の証言でも殆ど聞かれない。ファミリアルは無給であったが、異端審問所に仕えるという名誉だけで彼らには十分であった。⁴⁷⁾ 「汚名の行列」と称されたアウト・ダ・フェの行進が行われる時は、異端宣言を受けるために大聖堂に向う行列の中で、ファミリアルはサンベニートを着た容疑者の護衛を受け持ち、残りのファミリアルも他の異端審問所関係者とともに行列の中での地位を確保していた。ゴア総督府やカトリック教会側から見れば、このような行列は容疑者とその親族にとって極めて不名誉な出来事であり、逆にそのような行進の中で地位を得たファミリアルにとっては名誉な劇場空間であった。一方、アウト・ダ・フェの版画を見たプロテスタント教徒にとっては、サンベニートを着せられた容疑者は称えられるべき殉教者であった。⁴⁸⁾

先述したように、ゴア異端審問所は1770年代にポンバルの改革の影響で一時的に廃止されたが、その後審問所再開後も一時廃止の影響は審問所の運営に降りかかることとなる。まず第1に、異端被疑者に有罪を宣告するためには、これまで必要とした以上の数の証人を確保する

⁴⁶⁾ Manuel Rivero Rodríguez, 'La Inquisición Española en Sicilia (Siglos XVI a XVIII)', in Joaquín Pérez Villanueva and Bartolomé Escandell Bonet, eds., *Historia de la Inquisición en España y América III Temas y problemas* (Madrid, 2000), III, 1042; Gonzalo Cerrillo Cruz, *Los Familiares de la Inquisición Española* (Valladolid, 2000), pp. 17, 227.

⁴⁷⁾ Dellon's *Account of the Inquisition at Goa*, pp. 25-26.

⁴⁸⁾ Francisco Bethencourt, 'The Auto da Fé: Ritual and Imagery', *Journal of the Warburg and Courtauld Institutes*, vol. 55 (1992), pp. 158, 162. この論文の最後に、ゴアのアウト・ダ・フェを含め多くの関連版画的イメージが掲載されている。

ことが求められた。その意味では異端の審議過程がやや民主的になったと考えられる。もう 1 つの大きな変化は、これまで公開の場で大々的に執り行われ、イベリア半島程ではないが一種の劇的空間を演出してきたアウト・ダ・フェが、これ以後公開をやめ、裁判の判決は非公開の形をとって異端審問所内部で行われた点である。⁴⁹⁾ このことは、これまでのイベリア半島でのアウト・ダ・フェ発展の過程から逆戻りすることを意味した。アウト・ダ・フェの中心儀式は、教会の会堂から離れた地点に木のステージが組み立てられた公共の広場に移されて行われてきた。このステージで異端被疑者に対して判決が読まれ、和解の儀式が行われたのである。自分の罪を恥じて悔い改めようとしめない異端被疑者に対する刑罰の執行は、アウト・ダ・フェとは別に行われた。スペイン等では一般の印象と違って火刑に処されるケースは非常に少なかったが、火刑が執行される場合も、アウト・ダ・フェを描いた多くの版画に見られる描写とは違って、判決からしばらく経ってから、しかも街中からはかなり離れた場所で行われた。ゴアのアウト・ダ・フェは、当初から大聖堂に隣接するサンタ・カタリナ教会の内部で開催されたが、執行も大聖堂に隣接したカンポ・サンクト・ラザロ (Campo Sancto Lazaro) で実施されている。ゴアの異端審問所の司法権の範囲には限りがなく、政治社会で高位に位置する者も訴追を免れることはなかった。ゴアにおいては、主席審問官は大司教や総督より尊敬を勝ち得ていたとも言われる。彼の権威は絶大で大司教や副王或いは総督に勝り、ポルトガルの異端審問所にもって報告すれば、リスボンの異端審問最高会議から秘密裏にこれら高位の政治家や聖職者の逮捕状を取ることも可能であった。イエズス会士を含め修道院メンバーでさえも異端審問所の訴追を免れることはなかった。⁵⁰⁾

5. 結び

ゴアはポルトガルのアジアにおける至宝であった。アジア交易の中心地としてポルトガルのアジア進出を支えたゴアは、良港を抱え歴史上交易とこの地域の政治の中心として機能した。ポルトガルはインドの海岸線、特に西岸のアラビア海側に沿って良港を抑え、交易港の確保だけでなくその地域のポルトガル領土化を実現させようとした。インド亜大陸の海岸線に点在するポルトガル領インドの中で、ゴアは特殊な位置を占めていた。それはポルトガル領インドの政治の中心としてだけでなく、異端審問所の所在がこの町の性格を決定した。16 世紀のゴアは、アルブケルケの征服当初からポルトガルの領土として植民が始まり、新キリスト教徒の旧信仰への回帰者や異端はもちろんのこと、異教徒であるヒन्दゥー教徒やイスラム教徒をも異端審

⁴⁹⁾ 'Dr. Buchanan's Account of the Inquisition at Goa in 1808', pp. 94-95.

⁵⁰⁾ Priolkar, *The Goa Inquisition*, pp. 163-165.

問所が中心となって激しく迫害した。その意味では、ゴア異端審問所はポルトガルの植民政策を側面から支援したこととなる。ゴア異端審問所は、イベリア半島の異端審問所と比べて拷問や処罰の厳しさで知られていたが、本国ポルトガルとの距離もあり、ポンバルの改革の影響を受けた短い期間を除けば、大きな波乱もなく異端の訴追という与えられた職責を粛々とこなしていった。17世紀以降のポルトガルのインド及びアジアでの活動は、オランダやイギリスの勢力に圧倒されつつも、ゴアを始めとしたインド亜大陸西海岸線に点在する植民地を地道に維持していった歴史と理解できる。しかしポルトガルは時代の流れを読み違えた。ゴア解放運動に参加したマドゥ・リマエ (Madhu Limaye) の言葉を借りれば、ゴア問題はインドの国内問題ではなく、アジア・アフリカ解放の象徴となったのである。⁵¹⁾ 第2次世界大戦後、反植民地主義が吹き荒れアジア・アフリカの植民地が独立する中で、ポルトガルはまだアルブケルケのゴア征服時代の世界観を維持していたことになる。

⁵¹⁾ U.C. Jain and Jeevan Nair, eds., *Encyclopaedia of Indian Government and Politics* (Jaipur, 2000), vol. 6, p. 21.